

淀川ダム統合管理事務所管内における無人航空機の飛行について

淀川ダム統合管理事務所が管理する天ヶ瀬ダム貯水池及びダム下流でのドローン、ラジコン飛行機等の無人航空機(大きさや重量を問わず。)の飛行は、航空法による許可または承認の有無にかかわらず、**原則禁止**しています。

- 淀川ダム統合管理事務所が管理する天ヶ瀬ダムは国民の生命及び財産を守る重要な施設です。無人航空機がダム周辺を飛行した場合、ダムのゲートや関連施設の操作に支障が生じたり、万が一無人航空機が墜落すればダム施設が損傷したり、河川利用者に接触するおそれもあります。
- このようなことから、天ヶ瀬ダム貯水池及びダム下流においては無人航空機の飛行は原則として禁止させていただいております。
- 国土交通省航空局ホームページに掲載されている『無人航空機(ドローン、ラジコン機等)の安全な飛行のためのガイドライン』の「3. 注意事項 (5)その他関係法令の遵守等」にも「土地の所有者等が、その土地の上空での無人航空機の飛行を禁止する旨の表示等を行っている場合には、その土地の上空では無人航空機を飛行させないようにしましょう。」と記載されております。
- なお、次の事由をすべて満たしたものについては、飛行を認める場合もありますので天ヶ瀬ダム管理支所までご相談ください。
 - ・遊興としての利用ではない、公共性(河川調査、橋梁点検等)を有する事業等
 - ・ダム貯水池及びダム下流で飛行させなければならない理由のあるもの
 - ・安全計画が確立されていること

淀川ダム統合管理事務所管内

